

平成25年度募集案内
(募集要項)

左京区まちづくり活動支援 交付金の申請を受け付けます

4/15(月)～5/17(金)

皆さんのアイデアで左京を個性と知力にあふれたまちに！

区民活動部門

(京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金など
国・京都府等の交付金等と併用できます！)

上限60万円 又は55万円

10万円までは全額、10万円を超える部分は半額を支援

大学・学生協働部門

<地域課題解決型> 上限30万円

10万円までは全額、10万円を超えてもほぼ全額を支援

<研究成果還元型> 上限10万円

全額を支援

※ いずれも、審査があります。工夫を凝らした申請をお待ちしています。

地域に暮らす皆様や区内の大学・学生が魅力あふれる左京、
活力のある地域をつくろうと取り組まれる活動を応援します。



左京区役所
地域力推進室

平成24年度左京区まちづくり活動支援交付金 募集案内(募集要項)

	大学・学生協働部門	区民活動部門																						
趣旨	「大学のまち・左京」の特性を生かしたまちづくりを進めるため、大学・学生と区民が協働して地域課題を解決する取組や、研究成果を区民に還元する取組を支援します。	個性と活力にあふれたまちづくりを進めるため、地域の絆や地域ごとの資源を活用して、区民が行うまちづくり活動を支援します。																						
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> 区内の大学の研究室、ゼミ及び研究機関 区内の大学の学生を中心に構成されるクラブ、サークル等の団体 区内のNPO法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人等の非営利法人 区内の自治会・町内会、老人クラブ、女性会、子ども会、PTA等の団体 区民を中心に構成される区内のボランティア団体、まちづくり団体、各種実行委員会等の団体 ※ 区民有志で結成した団体や活動歴の浅い団体でも構いませんが、団体の規約、役員名簿、活動状況が分かる資料の提出が必要です。																							
対象事業	[地域課題解決型] <ul style="list-style-type: none"> 大学・学生と区民が協働で地域課題を解決するために行うまちづくり活動 [研究成果還元型] <ul style="list-style-type: none"> 大学・学生が研究成果を区民に還元するために行う区民講座等 	区民が自主的に行う地域の課題解決や魅力向上につながるまちづくり活動																						
	(分野例) 環境, 農林, 子育て, 福祉, 健康, 文化芸術等																							
対象外の団体・事業	<ul style="list-style-type: none"> 政治, 選挙, 宗教, 思想, 営利を目的とする団体や事業 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体, 活動実態のない団体 区民の自由な参加を認めない事業(会員等だけで実施する事業) 交付決定までに実施した事業 京都市の他の交付金等を受ける(又は受ける予定である)事業 																							
交付金	[地域課題解決型] <table border="1"> <tr> <td>対象経費※</td> <td>交付可能金額</td> </tr> <tr> <td>10万円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>10万円超</td> <td>ほぼ全額(一部, 自己資金, 寄付金収入, 参加費収入等を充ててください) [上限30万円]</td> </tr> </table> [研究成果還元型] <table border="1"> <tr> <td>対象経費※</td> <td>交付可能金額</td> </tr> <tr> <td>10万円以下</td> <td>全額</td> </tr> </table> ※ 次ページを御覧ください。	対象経費※	交付可能金額	10万円以下	全額	10万円超	ほぼ全額(一部, 自己資金, 寄付金収入, 参加費収入等を充ててください) [上限30万円]	対象経費※	交付可能金額	10万円以下	全額	[国・府等の交付金等と併用しない場合] <table border="1"> <tr> <td>対象経費※</td> <td>交付可能金額</td> </tr> <tr> <td>10万円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>10万円超</td> <td> <基本> 10万円+10万円を超える額の半額 [上限55万円] <加算> 無償の役務提供量(人数×時間)×500円 [上限5万円] <合計上限60万円> </td> </tr> </table> [国・府等の交付金等と併用する場合] <table border="1"> <tr> <td>対象経費※</td> <td>交付可能金額</td> </tr> <tr> <td>10万円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>10万円超</td> <td>10万円+10万円を超える額の半額 [上限55万円]</td> </tr> </table> ※ 次ページを御覧ください。	対象経費※	交付可能金額	10万円以下	全額	10万円超	<基本> 10万円+10万円を超える額の半額 [上限55万円] <加算> 無償の役務提供量(人数×時間)×500円 [上限5万円] <合計上限60万円>	対象経費※	交付可能金額	10万円以下	全額	10万円超	10万円+10万円を超える額の半額 [上限55万円]
対象経費※	交付可能金額																							
10万円以下	全額																							
10万円超	ほぼ全額(一部, 自己資金, 寄付金収入, 参加費収入等を充ててください) [上限30万円]																							
対象経費※	交付可能金額																							
10万円以下	全額																							
対象経費※	交付可能金額																							
10万円以下	全額																							
10万円超	<基本> 10万円+10万円を超える額の半額 [上限55万円] <加算> 無償の役務提供量(人数×時間)×500円 [上限5万円] <合計上限60万円>																							
対象経費※	交付可能金額																							
10万円以下	全額																							
10万円超	10万円+10万円を超える額の半額 [上限55万円]																							

交付金 (続き)	<対象経費> (例)	
	項目	内容
	講師等謝礼 (謝金・交通費)	<ul style="list-style-type: none"> 講師等謝金 (団体構成員に対するものは専門性を有している場合に限る) 講師等旅費
	旅費 (事務局交通費)	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員及び運営スタッフの旅費(参加者の旅費は除く)
	諸費	<ul style="list-style-type: none"> 会場・設備使用料, レンタカーの使用に係る使用料 用紙・封筒・文具類等の購入費用 チラシ等作成経費(デザイン・印刷・複写費)や広告費 事業実施に伴い仮設した会場の光熱水費や暖房用灯油等の燃料費 参加者募集のための郵便料や銀行等の振込み手数料 ボランティア保険料 材料費(植樹する苗木, 食に関する事業における食材費を含む) 会場で講師や参加者に提供する簡素な茶菓 会場で参加者に配布する簡素な参加賞
その他経費 ※特に必要と認められるものに限る	<ul style="list-style-type: none"> イベントステージの設置工事やホームページ作成等外部への委託料 備品購入費 施設整備費(工事請負費) 	
<対象外経費> (例)		
内容		
<ul style="list-style-type: none"> 団体運営に係る経常的な経費 (電話代, 光熱水費, ガソリン代など経常的な経費と区分ができない経費も含む。) 団体の人件費, 労働者派遣に係る費用 個人給付的な経費(抽選会の景品や参加賞) 土地, 建物, 構築物, 機械, 車両等を購入する費用 飲食費(講師用, 会議用等のお茶, 水類を除く。) 領収書がないなど, 支出の根拠が確認できない費用 用途の不明な費用 		
<御注意いただきたいこと>		
<ul style="list-style-type: none"> <u>上記のいずれの経費でも, 必要性, 効果, 金額等により, 認められることや認められないことがあります。詳しくは御相談ください。</u> 収支予算書には, 対象経費に係る収入及び支出のみを記入し, 対象外経費に係る収入及び支出は記入しないでください。(自己資金, 寄付金収入, 参加費収入, 国・府等の交付金収入を見込んでいる場合も, 同様です。) 収支予算書の収入合計と支出合計を一致させてください。 無償の役務提供に係る加算[上限5万円]も, <対象外経費>に充てることはできません。したがって, スタッフへの謝礼に充てることはできません。 		
国・府等の交付金等の併用	<p>国, 京都府, 独立行政法人, 財団法人等が交付する交付金(「補助金」, 「助成金」等の名称のものを含みます。)と併用することができます。交付決定を受けていない場合でも, 申請を予定しているときは, 収支予算書にその交付金収入を記入してください。</p> <p>なお, 併用することによって対象経費を超える収入が見込まれる場合は, 交付金の申請額を減らし, 収支予算書の収入合計と支出合計を一致させてください。</p>	
広報等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 左京総合庁舎会議室の使用及び庁舎内での活動内容の展示 市民しんぶん左京区版「左京ボイス」及び左京区役所ホームページへの掲載 左京区総合庁舎内での印刷物の配架 京都市後援名義の使用 <p>※ 区役所が認めるものに限ります。</p>	

<p>申請方法</p>	<p>4月15日(月)～5月17日(金)の平日午前8時30分～午後5時に区役所地域力推進室に申請書類を持参してください。</p> <p>※ 必ず担当者と申請相談を行ってください。(事前に相談日時の予約が必要です。)</p> <p>企画担当(区総合庁舎3階) 電話702-1021 まちづくり推進担当(区総合庁舎1階) 電話702-1029</p> <p><申請書類>(区役所ホームページからダウンロードできます。)</p> <p>※ 記入欄に収まらない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書(第1号様式) ・ 事業計画書(第2号様式) ・ 収支予算書(第3号様式) ・ 無償の役務提供計画書(交付金の加算の適用を申請する場合のみ、第4号様式) ・ 団体の規約・定款等、構成員(役員)等の名簿、活動状況が分かる資料(様式自由)
<p>審査方法</p>	<p>5月下旬～6月上旬(予定)に学識者や区民の代表からなる審査会を開催して審査しますので、出席して取組の趣旨等を説明し、質疑にお答えください。(出席は、代表者でなくても構いません。)</p> <p>審査は、公益性、公開性、独創性、持続性の観点に沿って行い、優れた申請を優先して予算の範囲で事業を選定します。</p> <p>なお、次のような事業は審査会で高い評価を得ることが難しいと考えられます。(申請受付時や受付後に内容の再検討、申請書等の修正・差替え等をお願いする場合があります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 娯楽又は親睦を目的とする事業 ・ イベント会社、他団体、業者等に大部分を委託する事業 ・ 充実させた点や工夫した点が乏しい継続事業 ・ この交付金がなくても実施可能と考えられる事業 ・ 効果が乏しいと考えられる事業 ・ 効果の割に経費が高い事業
<p>審査結果の通知</p>	<p>6月中旬(予定)に交付決定通知書又は不交付決定通知書をお送りします。</p>
<p>事業の着手</p>	<p>交付を決定するまでは事業に着手しないでください。やむを得ない理由で交付決定前に事業に着手したい場合は、事前に御相談ください。</p>
<p>交付金の概算払</p>	<p>交付金は、事業完了後に交付することが原則ですが、活動中の資金が不足する場合は、交付決定額の4分の3の範囲で完了前に交付できます。この場合、完了後に交付金の再計算をして過不足を精算します。(追加交付又は返還)</p>
<p>事業内容の変更等</p>	<p>申請書等に記載していた事業の内容、予算等を変更しようとするときや事業を取りやめようとするときは、「左京区まちづくり活動支援交付金事業変更等申請書(第7号様式)」を提出し、事前に承認を受ける必要がありますので、早めに御相談ください。</p> <p>変更しようとする内容によっては、承認を受けられない場合があります。(変更後の内容で当初に申請していたなら交付決定を受けられなかったと考えられる場合等です。)</p> <p>承認を受けられなかった場合は、当初の申請どおり実施するか、交付金なしで実施していただく必要があります。(交付金なしで実施していただく場合で、事前に交付金を受けていたときは、交付金を返還していただきます。)</p>
<p>完了報告等</p>	<p>年度末までにその年度の事業を完了し、領収書(※)、写真等を添えて完了報告書を提出していただく必要があります。(一部の活動が遅延して年度末までに終わらなかった場合は、年度末までに完了できた活動のみで交付金の再計算を行いますので、事前に交付されていた額を下回ったときは、差額を返還していただきます。)</p> <p>提出された完了報告書等を審査し、適正であれば交付金を交付します。事前に交付を受けていた場合は、完了後に過不足を精算します。</p> <p>※ 団体構成員の旅費については、団体からの旅費明細書(旅行者名、日付、出発地点、用務先、用務内容、旅費額のある一覧表)と団体構成員の領収書(又は、旅費明細書への押印でも可)の写しを添付してください。</p>

翌年度以降の扱い	翌年度以降も交付金等の支援を受けたい場合は、毎年度申請してください。ただし、同じ又は極めて類似した事業に交付金の交付等を行うのは、合計3箇年までです。（毎年度審査があります。）
虚偽申請等	提出された書類に虚偽があるなど、不正の手段で交付金の交付を受けたことが分かった場合は、交付決定を取り消し、交付金を返還していただきます。
その他	区役所が必要に応じて作成する広報用資料等に掲載する写真等の資料を提供していただく場合があります。

過去の交付事業の取組事例

事業名	事業概要
	団体からの成果報告
水質浄化と水生生物の生態保護と水辺環境の保全 区民活動部門	<p>疏水分線の水質を浄化し、ホタルの飛ぶ自然豊かな北白川を再生するため、竹炭、竹、炭素繊維等を用いた水環境の改善、環境学習等を行う。</p> <p>河川内5カ所に水質浄化施設を設置するとともに、清掃活動を行い、水質が事業実施前より改善されましたが、ホタルの幼虫の調査は昨年と比較し減少していました。</p> <p>ホタルは自然の豊かさのバロメーターであり、共生できる環境づくりに今後も努めていきたい。</p>
日本語を母語としない家族を応援する会話テキストの作成とサポーター養成講座の開催 区民活動部門	<p>外国出身者が子育てをする際の言語の不便を解消し、地域とつながるきっかけをつくるため、日本語を学べるテキストを作成するとともに、外国出身の家族のサポートに役立つ英語表現を学ぶ講座を開催する。</p> <p>作成したガイドブックを活用しながら、事例、解決方法の共有を話し合い、実践へとつなげる講座を開催しました。</p> <p>作成したガイドブックは、子育て中によくあるママトークを基本に作成し、会話のほかにも、病院、買い物、幼稚園・保育園での場面など子育てにかかわる単語を日英表記していますので、指をさしながら会話をすることができます。幼稚園、保育園、外国出身の家族、国際交流協会などへ配布、ホームページに掲載しています。</p>
つくる！奏でる！音楽ワークショップでつなぐ小地域交流事業 区民活動部門	<p>文化的環境をいかながら地域づくりの課題に対応するため、音楽ワークショップを開催し、世代間交流、障害者と地域の交流、子どもの体験学習の機会を提供する。</p> <p>小地域における世代間交流、こどもたちの体験学習の機会を提供する、音楽ワークショップを区内6カ所で開催しました。</p> <p>過去に音楽活動の経験はあるが環境の変化から楽器を触ることも無くなっていったママさんたちから、親子地域楽団の構想が生まれ、楽団兼ワークショップチームを結成、様々な形で活動を継続していくことになりました。</p> <p>音遊び、楽器づくりといった機会を必要とする児童館や福祉施設スタッフの参加も多数あり、今後の地域活動につながる良いきっかけとなりました。</p>
スマートな男性は料理がうまい！ 大学・学生協働部門	<p>女性の社会進出、生活習慣病の増加、高齢化の進展によって求められるようになっている男性の家事能力の向上及び自立に向け、男性が食に関する知識や調理技術を学び、食事の楽しさを体験するセミナーを開催する。</p> <p>男性の食生活における自立を目指した、調理実習を取り入れた計2回のステップアップ食育セミナーを実施しました。</p> <p>どのように工夫すれば病気を防ぎ、アンチエイジングにつながるのかについて、減塩の工夫やカロリーを抑える工夫、運動習慣を身に付けることの大切さなどを学んでいただきました。</p> <p>また、学生が主体となってセミナーを開催したことで、学生自身の成長・自信にもつながり、参加者の方々と学生との交流も深まりました。</p>

<申請, 交付等の流れ>

事前相談 (必要な場合)



申請 (その場で又は後日申請書類の修正等をお願いすることがあります)



審査会 (出席して趣旨等を説明, 質疑応答)



審査会で審査



不交付決定, 通知

交付決定, 通知



事業実施 (資金が不足する場合は, 4分の3の範囲で事前交付可能)



変更申請 (必要な場合)



不承認決定, 通知

承認決定, 通知



引き続き事業実施



完了



速やかに完了報告 (遅くとも年度末まで)



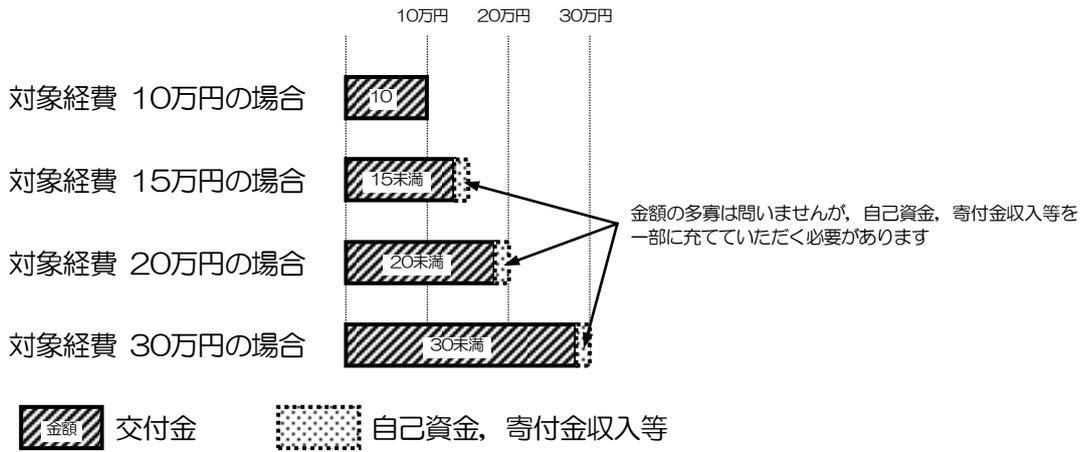
審査



交付 (事前に交付を受けていた場合は, 過不足精算)

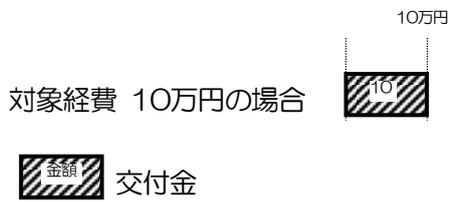
<各部門・型の交付金額のイメージと算出方法>

大学・学生協働部門 [地域課題解決型] の例



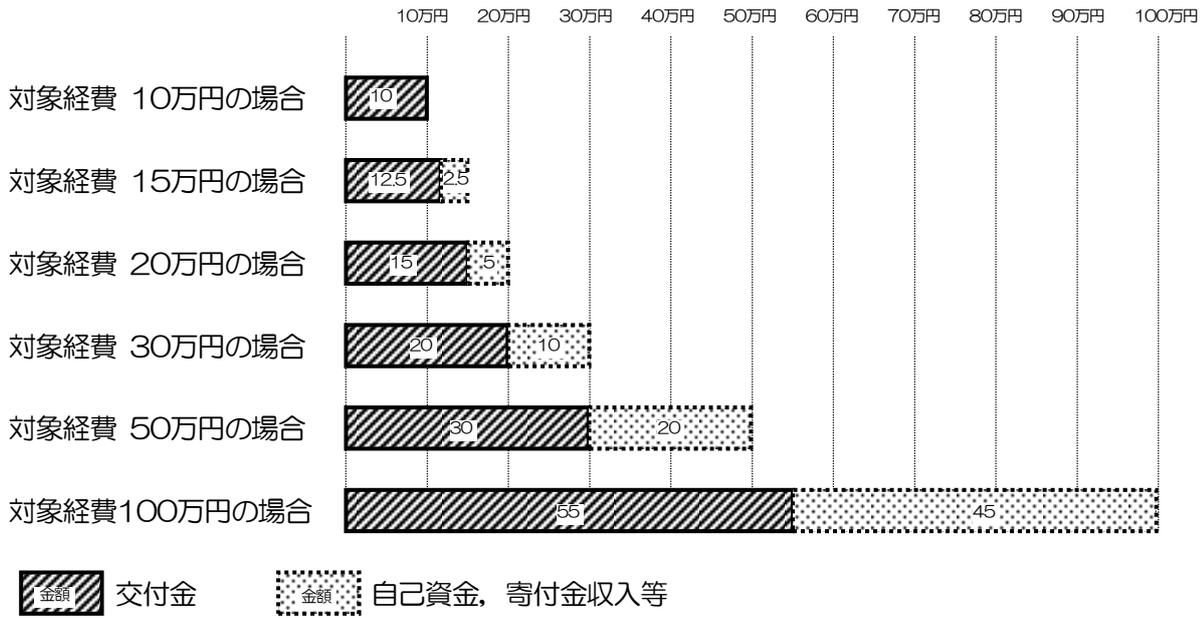
対象経費	交付金額
10万円以下	対象経費全額
10万円以上	対象経費－この交付金以外の収入（自己資金、寄付金収入等） ※ 最高30万円

大学・学生協働部門 [研究成果還元型] の例



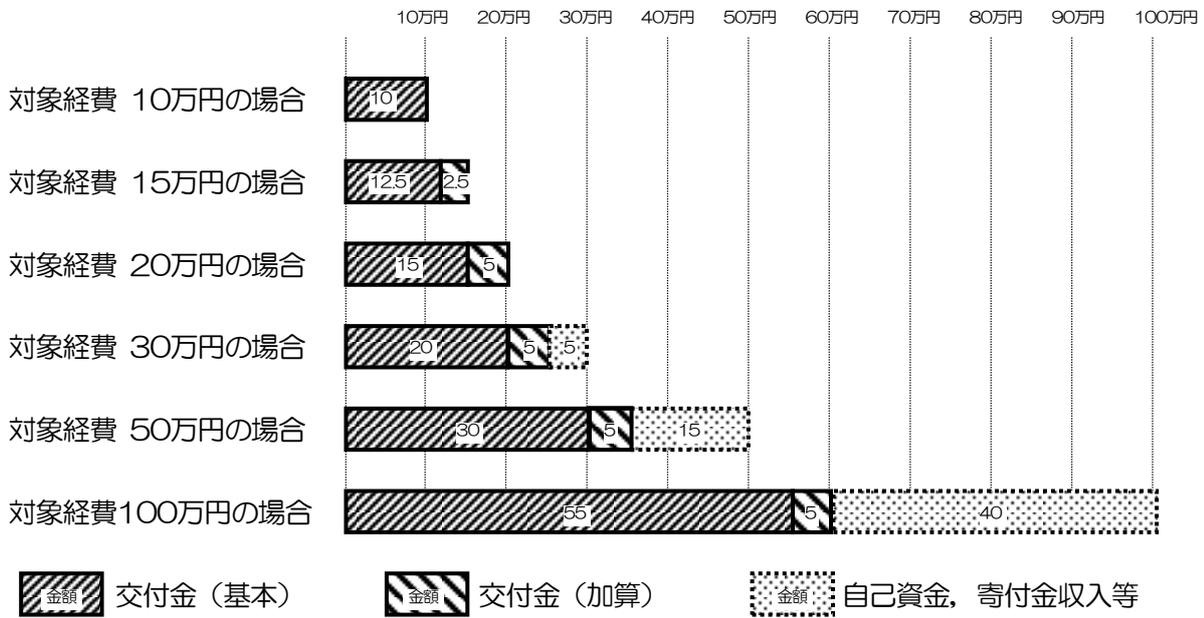
対象経費	交付金額
10万円以下	対象経費全額

区民活動部門（他の交付金等と併用せず、無償の役務提供がない場合）の例



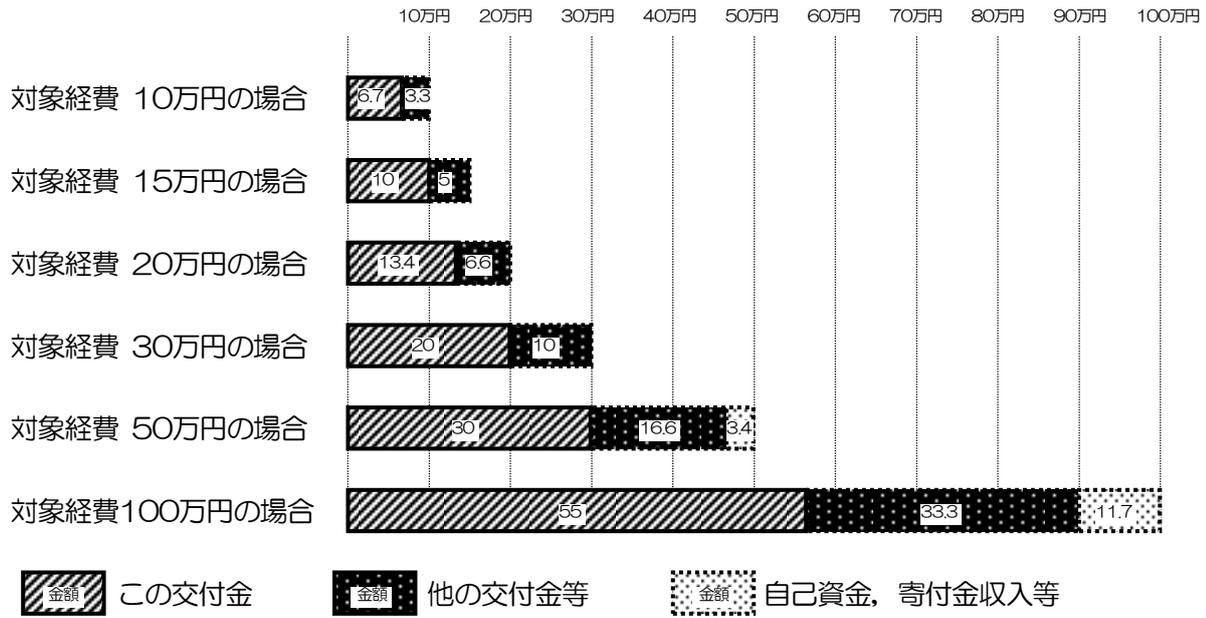
対象経費	交付金額
10万円以下	対象経費全額
10万円超	10万円+ (対象経費-10万円) × 1/2 ※ 最高55万円

区民活動部門（他の交付金等と併用せず、無償の役務提供が一定以上ある場合）の例



対象経費	交付金（基本）	交付金（加算）	交付金合計
10万円以下	対象経費全額	—	対象経費全額
10万円超	10万円+ (対象経費-10万円) × 1/2 ※ 最高55万円	会場での無償の役務提供時間 ×人数×500円 ※ 最高5万円	※ 最高60万円

区民活動部門（他の交付金等（3分の1交付）と併用する場合）の例



対象経費	この交付金	他の交付金等	交付金等の合計
30万円以下	対象経費－他の交付金等	対象経費×1/3	対象経費全額
30万円超	10万円＋（対象経費－10万円）×1/2 ※ 最高55万円	対象経費×1/3	この交付金＋他の交付金等